

光明天皇に関する基礎的考察

石  
原  
比伊呂

### **Basic consideration about the Emperor Komyo** ——————

This study aims to confirm the basic facts about Emperor Komyo. When reviewing the history of research, there is no detailed research about Emperor Komyo from the perspective of medieval political history, and I would like to portray the uniqueness of the personality of Emperor Komyo from the perspective of a political and historical sketch. Emperor Komyo appears in the history of research; it will be as the retired sovereign taken by the Southern Court in addition to Emperor Kogon, Emperor Sukō, and Prince Naohito the abandoned crown prince along with the failure of the Shōhei unification. However, in this study I will focus on the process of the release, and not on the process of the capture. Why did Emperor Komyo free one pair early? They are the contents on writing to make clear the individuality of Emperor Komyo in (the political viewpoint) from the time difference of their return to the capital.

## はじめに

本稿は、光明天皇について、ごく基礎的な事項を確認しようとするものである。

研究史を振り返ったとき、少なくとも中世政治史研究において、光明天皇を主題とした論考は、管見の限り見当たらない。もちろん、通史類において簡単に触れられるときはある。索引に「光明天皇」（あるいはそれに類する語）が立項されている通史類は、新田一郎『日本歴史11 太平記の時代』（講談社 二〇〇一）と安田次郎『日本の歴史7 走る悪党、蜂起する土民』（小学館 二〇〇八）であるが、どちらにおいても、「光嚴院政下の天皇」「南北朝分立当初の北朝の天皇」以上の位置づけは与えられていない。

それでは研究論文においてはどうか。光明天皇が生きた南北朝期の政局において、現在の到達点といえる論考群の一つに、森茂暁『増補改訂 南北朝期公武関係史の研究』（思文閣出版 二〇〇八）がある。森氏著書の目次の一節を抄出しよう。

### 第三章 北朝の政務運営

#### 第一節 光嚴上皇院政

##### 第二節 後光嚴天皇親政

##### 第三節 後光嚴上皇院政

##### 第四節 後円融親政

## 第五節 北朝の檢非違使序

見ての通り、光明天皇の存在は実質的に無視されている。無論、それは森氏の興味関心からすれば当然のことである（なぜ当然であるかは、本稿の検討がその答えとなる）。他に南北朝期の政治史について詳細に検討したものとして、松永和浩氏の『室町期公武関係と南北朝内乱』（吉川弘文館 二〇一三）があるが、ここでは索引に「光明（院／天皇）」は立項されていない。光明天皇について比較的詳細に触れているのは豊永聰美氏の著作である。<sup>1)</sup> ここでは、持明院統と琵琶の関係の中で光明の特殊性が取り上げられ（後述）、また、光明天皇の楽器の師であつた地下樂人（大神景光）について考察されるなかで光明天皇の存在も副次的にクローズアップされる。とはいって、光明天皇を正面から取り上げた研究は管見の限り、ほぼ絶無と言つて良く、本稿では、光明天皇という個性を政治史面から素描したいと思う。

光明天皇について考えるとき、無視することができない出来事は、南朝により賀名生に連行されたという事件である。

文和元年（正平七年）、閏一月の二十一日のこと、いわゆる正平一統が破綻し、南朝の後村上は「御所々々」の八幡への退避を指示した<sup>2)</sup>。さらに翌月四日には、「三院」（光嚴院・光明院・崇光院）と「宮御方」（直仁廢太子）が河内国東条に移動させられることとなつた<sup>3)</sup>。光明天皇が研究史において登場するとしたら、正平一統の破綻に伴い、光嚴院・崇光院・直仁廢太子とともに南朝により連行された上皇としてであろう。本稿で注目したいのは、その連行の過程ではなく、解放の過程である。

今日聞、法皇自天野殿出御、是僧躰黒衣御事也。<sup>中院</sup><sup>④</sup>

光明天皇は右掲史料に明らかのように、文和四年に京都へと戻った。しかし、このときに「御所々々」の全員が解放されたわけではない。

法皇近日可有御出洛之由風聞、御迎之輩少々已參向云々、為事實者天下大慶不能左右歟、

伝聞、去夜子刻許法皇・新院着御伏見殿云々、天下大慶不能左右歟、

右は『愚管記』の延文二年二月一七日条と一九日条であるが、光嚴院・崇光院・直仁廢太子については延文二年になつてようやく京都へと戻されているのである。周知の事実であるが、光明院は光嚴院・崇光院・直仁廢太子に先駆けて京都へと戻っている。それでは、なぜ光明天皇は、一足早く解放されたのだろうか。還京の時差から光明院の個性（政治的立場）を明らかにできないだろうか。本稿の目的は、なぜ光明院は光嚴以下より早く南朝から解放されたかを検討することにある。

## 第一章 光明天皇の教養

本章では光明天皇がどのような教養を修得していたかについて確認していく。

## 1節 光明天皇の管絃と学問

ここでは光明天皇が身につけた教養のうち、管絃と学問について見ておこう。

光明天皇は即位から三年目の暦応三年に御樂を催していることが確認でき、また、崇光天皇に譲位して上皇となつた直後（南朝により連行される直前）の觀応元年に神樂を挙行していることも史料により確認される。<sup>(5)</sup> 天皇位にある期間を通じて雅楽や管絃に親しんでいたと言えるだろう。先学でも注目されている史料を掲げよう。<sup>(6)</sup>

大神景茂入來、昨夕禁裏神樂星曲御伝授、無相違進上奥書□□之至極也、於御学問所前庭申入之、<sup>(7)</sup>

光明天皇が大神景茂から神樂の秘曲を伝授された様子について記されている。光明天皇は日常的に雅楽や神樂に接していたようである。光明天皇が特に親しんでいた楽器は笛だったようだ。

今日禁裏御遊始也（略）次日春宮大夫、々々々々吹出双調々子、簞篥付之、此間取御笛令付吹給、氏忠卿又付之、<sup>(8)</sup>  
呂律交聲<sup>(9)</sup>

康永三年、自身初度の御遊始において光明天皇は笛を演奏している。この点について触れておかなければならぬいのは、「琵琶は特別に高貴な楽器と見なされるようになり、後続する天皇、特に持明院統嫡流の天皇に継承され

ることとなる<sup>[10]</sup>」という豊永聰美氏の指摘である。光明天皇が、持明院統を象徴する琵琶ではなく笛に親しんだという事実は、本稿の論旨において興味深い。なお、豊永氏の指摘によると、光明天皇は笙も習得したようだ。<sup>[11]</sup>笙といふのは次代以降、「後光嚴院流・笙 ⇄ 崇光院流・琵琶」という構図により伝習されることとなる楽器である。光明天皇が習得した時点において、笙がそのような具体的な政治性を帯びていたとは考えづらいが、どうにも光明天皇は琵琶との縁がなかったようである。そこに光嚴上皇の意図を読み取ることも十分可能であろうが、それについては本稿の趣旨から外れるので深入りしないこととする。ここでは、光明天皇が、歴代天皇と同様に音楽的素養を涵養していたという点に留意しておきたい。

次に学問、具体的には儒学についても見ておこう。

西二点、行親朝臣参上、講尚書、同昨日、<sup>[12]</sup>

右は光明天皇自身による日記の記述だが、康永元年の九月二〇日に「尚書」の進講を受けた様子が記されている。同日記によると、光明天皇が「論語」の進講を受けた様子も確認でき、『園太曆』の貞和五年七月一二日条には「札記」の談義に接している光明天皇の姿が描かれている。要するに光明天皇は天皇家の通例に則り、学問（儒学）を修めていたということである。というよりも、光明天皇は歴代天皇の中でも特に学問への熱量が大きかったことを思わせる史料も存在する。再び光明天皇の日記をひもとこう。

今暁式部大輔菅原朝臣公時、去比式部大輔并勧解由長官兩依所勞危也云々但可尋逝去云々、自去月初病惱初者只風氣之体也、追日增、此廿余日食事

不通、仍氣力益衰、遂至亡沒、嗚呼悲哉、常世之儒宗、而頗有才名、加之昼夜之格勤、又以超等倫、兼宦學之兩道、為朝家之要樞、就中朕自幼少之昔、數受經史之訓說、至登極之初即居帷幄之重職、數年之間、頻蒙切磋琢磨之教焉、殘生之中、爭忘一字千金之恩乎、嗚咽而哭泣、頗令傷心襟者也。<sup>[14]</sup>

この日の記述は、前後の日付の記述と異なり、著しく難解というか、あたかも禪僧が書き記したかのような文体で綴られている。内容は「朕自幼少之昔、繼受繼史之訓說」であった菅原公時の逝去に対し「嗚咽而哭泣、頗令傷心襟」という光明天皇の心境が切々と述べられている。儒学（漢学）の恩師ともいえる公時へのレクイエムとして、漢文調の文体で書き記したのである。

光明天皇の公時への想いは、非常に篤いものがあった。右の翌日条を続けて見てみよう。

抑公時卿事、文道之衰微、儒門之零落、不可不歎、其上當時侍讀之臣、細々參仕之輩、与在成朝臣兩人也、朕稽古事、相構可成立之由深存之、其志尤切、仍為一身之愁、縱先規不然、如物音停止、可表愁歎之志之由所思案也、其上被貴重侍讀臣者、古今例也、然者先規又若及此儀歟。<sup>[15]</sup>

光明天皇は菅原公時の死に対し「縱先規不然」であつても「如物音停止」することで「表愁歎之志」を決意しているのである。後述する光明天皇の先例遵守傾向を踏まえると、異例の措置と言え、光明天皇にとつて公時がいかに大きな存在であつたが伝わってくる。そして、そのような光明天皇の姿勢は、右掲史料の続きの部分からも理解される。

今日行親朝臣參上、講書如例、尚書并大學今日所終功也、

光明天皇は公時の死を嘆きながらも、それでも公時の死の翌日には「尚書并大學」の「講書」を実践したのである。ここから「あなたがいなくなつたとしても、学問の精進は怠りません」という光明天皇の胸中を見出すとすれば、憶測に過ぎるだろうか。いずれにせよ、光明天皇が歴代天皇と同様に、あるいはそれ以上に、学問的素養を涵養していたと評することは許されよう。

## 2節 光明天皇の「政務」（故実）

次に本節では、光明天皇の政務に対する姿勢を見ていただきたいが、ここでの「政務」とは、中世の天皇に求められた「故実どおりに諸儀札を遂行する」という意味での「政務」についてである。

学問や芸能など、いわゆる「教養」とされるものに熱心だった光明天皇は、有職故実に対しても、やはり意欲的な姿勢を見せる。  
事例を掲げよう。

暦応五正廿二、依先日仰、入夜參内、參常御所、除日間事有御伝受、作法申文様々尻付以下大略奉授了、又進抄物等、悉被散御不審了、及深更退出、此事尤道之面目也。<sup>16</sup>

即位間もない暦応五年、光明天皇は除目について「作法申文様々尻付以下大略」の伝授を一条経通に請うてゐる。光明天皇は故実面に関して一條経通を頼りにすることが少なくなつたらしく、内裏の陣が「半陣」でよいか否かを諮詢した事例などが確認される。<sup>〔17〕</sup>もちろん、光明天皇が諮詢した相手は一条経通だけには限らない。『師守記』の康永三年五月二日条と三日条を掲げよう。

今夕頭弁為奉行左衛門陣間事有勅問、（二日）

今日終日昨日勅問例令引勘給、（三日）

二日条で「右衛門陣」のあり方について光明天皇が中原師右に諮詢し、師右がそれについて先例等を調査したといふのが三日条である。

このように、光明天皇は歴代天皇と同様に先例通りの朝儀執行に意欲をみせ、故実知識に定評のある面々に諮詢を繰り返していくことがわかる。なかでも光明天皇が頼りにしたのは洞院公賢である。<sup>〔18〕</sup>史料をいくつか見ていこう。

前平中納言入来、近江国栗太郡小村社神位記事有勅問、被問予并闕白云々、<sup>〔19〕</sup>

葉室前中納言入來、勅使也、鴨社新加司事、秀世祐泰等有申旨、就其何様可有沙汰哉云々者、所存之趣申之了、<sup>〔20〕</sup>

抑右衛門督忠季卿、除目右筆事年來望伝受、自然無沙汰、而此間予新抄事合力粉骨有功之上、旁有存旨、又彼卿事、法皇御方懃懃有被仰下之子細、仍此間連々次第授之、今日有習礼事也。<sup>㉑</sup>

一つ目は、光明天皇が「近江国栗太郡小杖社神位記事」について、鷹司師平とともに洞院公賢に諮詢したという内容、二つ目は下賀茂社人事についての相談である。さらに三つ目は、洞院公賢が正親町忠季に除目右筆の故実を伝授したときの事例で、その際、「法皇御方」によつて「よろしく頼む」と含み置かれていたと記されている。この時期は、光明院が南朝から解放されて在京していた一方で、光嚴院はいまだ南朝により幽閉中だったので、ここに記された「法皇」は光明に比定することが可能である。<sup>㉒</sup> 光明院の公賢への信頼は、政局的な混乱を経ても揺るがなかつたようだ。

右に掲げた事例以外にも、諸廷臣に対して頻繁に先例上の疑問点を確認する光明天皇の姿を史料上に確認することは極めて容易である。光明は各種の朝政に適切な先例上の根拠を求める姿勢が目立つ天皇であったと言えるだろう。

先例上の瑕疵がないよう儀礼などの年中行事を遂行させようという意識が強かつたのだから、光明天皇自身も、可能な限り、先例上の瑕疵がないよう、諸儀礼に出御した。

試しに年中行事のなかでも特に重要視されていた正月三節会（元旦節会・白馬節会・踏歌節会）について見てみよう。例えば『園太曆』の康永三年における記述を紐解くと、光明天皇が元旦節会と白馬節会に出御している様子を確認できる（それぞれ元日条、七日条）。踏歌節会については光明天皇の動向を明記する記述がないため判断はできないが、次の史料が参考になる。

今日節会儀、後日相尋之処、不出御懸御簾、不供御膳、国柄歌笛共停止之、舞妓如例云々、若猶可有義歟、但今日節会、舞妓為踏歌本、仍不略之歟、可尋先規、<sup>(23)</sup>

貞和四年の事例だが、この年の踏歌節会については戦況の悪化により、光明天皇は節会の場には臨席しながらも御簾をかけ、「不出御」という体裁がとられた。つまり、光明天皇が節会へ「不出御」となる場合には、わざわざその旨が特記される傾向にあり、逆にいえば、特に光明天皇の動向が記述されない場合、基本的には節会に出御していた可能性が高いといえるのではないか。光明天皇は正月三節会などに、原則として適切に出御する天皇であつたと判断される。

もちろん、光明天皇が適切に出御していたのは、正月三節会に限らない。

内侍所臨時恒例両座御神楽也、亥二刻參禁裏、今夜先追儺并祇園臨時祭、仍及寅一点行幸内侍所、出御於額問、<sup>(24)</sup>

右は、暦応三年の内侍所御神楽に関する記載であるが、そこに出御する光明天皇の姿を確認できる。次に、貞和三年三月の県召除目についてみてみよう。

其儀如例、抑大間御覽之間、先復座有結成文之説、是一秘説也云々、仍為早速今度用此説、且又主上入御、女房候簾中歟、取大間宮有參御所方之勢、被返下事可經程歟、仍旁用此説、成文結了、大間猶未被返下、取笏候、<sup>(25)</sup>

傍線部にあるように、ここで光明天皇は「入御」している。「入御」とは、この場合、「儀礼の場から奥の私的空間に退出していった」といった意味合いだが、「入御」するために、その前の段階で「出御」していなければならないはずなので、光明天皇はこのときの県召除目に「出御」していたと判断して差し支えないだろう。

ただし、先にも貞和四年の踏歌節会を示したように、光明天皇には、しばしば諸儀礼への不出御が特記されることがあつた。というよりも、比較的の不出御を特記される割合の高い天皇であつたのかもしれない。具体的には、例え「此日有任大臣（略）朕依疾不出南殿」<sup>(26)</sup>とあるように、体調不良により出御しなかつた事例がある。しかし、それ以上に、南北朝激戦期という、光明が即位していた時期の時代的背景に起因する要因が目立つ。戦況の悪化により、なんども諸儀礼は中止に追い込まれていたし、貞和四年の踏歌節会のように（天皇不出御の）略儀という体裁がとられた事例は、『園太曆』に限らず、当時の同時代史料をめぐれば枚挙に暇がない。同様に、連年のように南都が檄訴を繰り返し、神木在洛により、「非常儀」での年中行事開催を余儀なくされた事例も、数多く確認される。しかし、貞和四年の踏歌節会において「不出御」の体裁での開催でありながら、儀礼そのものには御簾を垂れて臨席していたように、光明天皇は、状況が許すのであれば、年中行事などには熱心に出御しようとしていたと評価できるのではないか。光明天皇は朝儀を先例通りに執行（しようと）し、自らも適切に臨席する（しようとすると）天皇、表現を替えれば、歴代天皇に恥じないよう、適切な教養を身につけ、朝儀執行にも意欲的な天皇であつたといえるだろう。

## 第二章 光明天皇と光嚴上皇

本章では、光明天皇が実態として、どのような政治的影響力を有する存在であつたかについて検討したい。

### 1節 光明天皇が関与しなかつたもの

前章では、教養人としての側面を中心に、光明天皇の横顔を確認した。それでは、光明天皇は現実の政局や諸勢力の利権調整（具体的には裁許など）について、どのようなスタンスで臨んでいたのであろうか。

抑予去年十二月所上表状、今日可被返下云々、旁有所思、于今雖遁避、勅定嚴密、且主上殊可被返下之由有被申旨、上皇有仰云々、者中使事、外人來者祿可用意也、而事率爾之上、予冠帶又不敢取、仍可用内々儀旨存之、且野宮左府建保上表之儀併摸之、坊門中將信行朝臣細々見來仁也、予内々語之、領狀之後、内々告送頭弁宗光朝臣了、亥終刻右中將信行朝臣入來、早參内可進退之旨粗諷、諫了、其後又自仙洞有勅書、可被返表之時儀有御尋、禁裏御不審云々、引懸紙二枚、加一紙納函、以檀紙二枚裹之、以本結緒可被結之由申入了。<sup>㉙</sup>

洞院公賢が左大臣辞任の意志を示したものとのその辞表を突き返された、という内容である。二ヵ所の傍線部にあらるよう、それは、形式的には光嚴院の指示によるものであつたが、その光嚴院の判断には、光明天皇の強い意向

が伺われる所以である(波線部)。大臣人事に関して、光明天皇が意思表示し、それが実際に影響力を持つたといえるが、その一方で、実は、光明天皇が政局的事項への判断に影響力を及ぼした事例は、ほぼこの事例に限られる。<sup>(28)</sup>もちろん、天皇であつたわけだから政務に全く関与していないわけではない。

此日改元焉、亥二刻閑白參來、喚前謁談、子三刻左大臣參入、相謁有談話之事、須臾退下候状座、令藏人頭宗光朝臣奏文、抑賜宣旨、次令宗光朝臣賜諸儒、擇申年号字勘文於大臣、仰令定申、頃之宗光朝臣奏云、左大臣、權大納言源朝臣、權中納言源朝臣、參議藤原朝臣等挙貞和、春宮大夫藤原朝臣挙貞和文仁、右大弁藤長朝臣挙貞和嘉慶者、重仰悉令一揆可奏之由、宗光朝臣帰參奏云、春宮大夫、藤長朝臣等、各雖陳申文仁嘉慶無難之由、雖然此兩人所存之分、所詮文仁嘉慶等非勝於貞和之上者、貞和已所令一揆也者、即仰可用貞和之由、次令宗光朝臣仰可令作詔書之狀、暫大臣令宗光朝臣奏詔書案、覽了返給、仰令清書々々了又奏、畠日返給<sup>(29)</sup>

右の史料は、貞和への改元において、勘者の意見を一致させること、勘申結果(貞和)を採用すること、それに伴い詔書を作成すること、を光明天皇が指示したという内容である。この事例が典型的なのだが、政務運営における光明天皇の役割とは、天皇という立場にある存在が関与することになつていて手続的事項を処理するという一点に特化していたといって過言ではない。というのも、そもそも光明天皇とは、そういう立場を、いわば義務づけられた存在だったからである。光明天皇の立場を示す簡便な記述がある『元弘日記裏書』(『大日本史料』六編之三)なる史料を参考までに掲げておこう。

延元元年五月二十九日、尊氏入洛、用建武曆、以正慶天子為治世之主、以第二皇子豊仁親王為主上

「第二皇子豊仁親王」（光明）即位に際して、治天は「正慶天子」（光嚴院）とされたことが端的に示されている。政局への判断や利権調整は、あくまで治天の君である光嚴上皇の役割であつて、光明天皇の関与が禁欲的になるのは、個人の資質云々を超えたところで規定されていたのである。光明天皇は治天の君でなかつた以上、年中行事への参加以外に顕著な政治行動は原則的に認められないのである。

そのような光明天皇の立場を具体的に示すのが、天龍寺行幸（御幸）である。

暦応二年、上皇詔征夷大將軍左武衛將軍、令鼎建天龍寺、欲資薦先皇之冥駕、請夢窓国師為之開山、<sup>30</sup>

周知のように、天龍寺は尊氏の建言に基づいて造営された寺院であるが、形式としては、尊氏の建言を受けた光嚴院の院宣により建立が決定されている。すなわち、北朝天皇「家」として南朝（後醍醐）を弔う、というのが体裁上の位置づけであつたとみることもできる。それゆえ、落成供養などの主催は北朝の代表者である北朝天皇家家長、すなわち治天の君の役割とされたものと思われる。実際に、落成供養など光嚴院は何度も天龍寺御幸を繰り返している。<sup>31</sup> それでは光明天皇（上皇）はどうであつたか。

今日新院幸天龍寺也、而両院可幸之由、和尚申沙汰之、而本院依御不許、新院一所幸云々、

右は『園太曆』貞和五年三月二六日条で、管見の限り、光明院が単独で天龍寺へ赴いた唯一の事例である。もちろん、光嚴院と肩を並べて天龍寺へと御幸した事例は少なからず存在する。<sup>〔32〕</sup>しかし、それも上皇になつてからのことであり、在位中は確認できないし、本事例においても、あくまで光嚴院が病欠したことによつて発生した偶發的な現象である。天竜寺行幸（御幸）を素材に考えても、光明院が北朝天皇家の代表者としての役割を主体的に果たすことはなかつたと言えそうである。持明院統天皇家の家長たる役割は専ら光嚴院が果たしており、それゆえ光明天皇が政局への判断や利権調整に関与することは、ほとんどなかつたと考えられるのである。

政局への判断に関与しない光明天皇の態度は、潔癖ともいえるほどに徹底している。その潔癖さを示す事例が、皇位継承に対する姿勢である。

かつて飯倉晴武氏は、その著書『地獄を二度も見た天皇 光嚴院』（吉川弘文館 一二〇〇一）において、光嚴院の置文を紹介しつつ、やや大胆な推量を交えながら光明天皇以降の皇位継承について存在していた規定方針を明らかにした（この点については家永遵嗣氏による最新の成果がある<sup>〔33〕</sup>）。それによると、光嚴院は「光嚴（自身）→光明（弟）→崇光（子）→直仁（花園院子）」という皇位継承計画を見立てていたという。<sup>〔34〕</sup>

この見立てに従うと、光明天皇は一代限りの中継ぎということになつてしまふのだが、そのような現状に光明天皇は、どのような振る舞いで応えたのだろうか。

其次行光朝臣申御讓位并廿三日一社奉幣宣命事付職事雖申入分明不仰、可伺之旨示之、仍申入、御讓位者可依寛  
平元年・宝徳二年例、是天子冠礼立儲皇兩條可載之由也。<sup>〔35〕</sup>

まず大前提として押さえておくべきは、右にあるように、光嚴院の見立てに従い、光明天皇から興仁親王（崇光）への譲位は着々と進行したという事実である。そのように、否応なく進んでいく現実のなかで、光明天皇は次のような行動に出た。

当今践祚初、天下擾亂、遂不被行由奉幣、今欲脱屣、此条尤可恐思給也、仍臨時伊勢弊可被奉獻之旨、先日行幸之時被談申、先日行幸隨分被刷候けり、此時分供奉人定難得歟、頗輕忽可為何様哉之旨有勅定、誠可有議歟、將又只以敬神可先歟、行幸之無人不可及沙汰歟、所存如何様候哉者、由奉幣無沙汰脱屣、誠以外事也、此上曾不可有行幸無人余儀、幸本官可有奉幣也、遂不被告申皇位脱屣、争無事恐哉之旨申入了、尤可然早可有御沙汰之由36

光明天皇は自身が退位するに伴い、戦乱の影響などにより即位時には実行できなかつた「由奉幣37」も兼ねて、伊勢神宮に奉幣使を発遣しようと思い立ち、そのことを洞院公賢と相談している。<sup>38</sup>光明天皇は、（後の）崇光天皇への譲位を前提に、自身の在位期間の綺麗な幕引きを模索していたのである。皇位繼承は光嚴院の見取り図に沿つて肅々と進んでおり、光明天皇がそれに何らかの抵抗を示すということはなかつた。

それでは、光明天皇は崇光の登極を積極的に推進したということであろうか。注目すべきは次の史料である。

今日大夫可退出、欲遣迎之処、今日左兵衛督有可參入之風聞、折節無人不便、至其時分可祇候之由被仰下云々、子刻許退出、伝勅語曰、今日直義卿參入、東宮践祚・親王立坊等事申之、總別御大慶不能左右、日來之御本望満足之間、聊所被仰也云々者、<sup>39</sup>

足利直義が「参入」し、「東宮践祚・親王立坊事」を申し入れた、という内容である。問題は、直義が参入した相手であるが、可能性としては光嚴仙洞か光明内裏の二択が考えられる。しかし、『園太曆』に見える「大夫」（春宮大夫＝洞院実夏）及び直義の行動パターンや、そもそもの皇位継承方針の立案者が誰かという点を鑑みるに、光嚴仙洞と考えるのが妥当であろうと思われる。この日、直義は崇光の登極と直仁の立太子について、光嚴院と打ち合わせをしたのである。そして、その一週間後の次のようなことがあった。

今日上皇御幸萩原殿云々、立坊已下事為被申談歟。<sup>40)</sup>

貞和四年の九月五日、光嚴院は「萩原殿」（＝花園院）を訪ね、直仁の立太子などについて相談をした。これら二つの史料から判断されるのは、崇光への譲位と直仁の立太子は直義・光嚴院・花園院の三者により最終確認されたという事実であり、言い方を変えれば、光明天皇は実質的に蚊帳の外にあつたということである。そして、蚊帳の外にあつた光明天皇は、自らの運命に特段の抵抗を感じることはなかつたらしい。抵抗がなかつたというよりも、ひよつとしたら、そういう状況に居心地の良さまで感じていたようにさえ、筆者には感じられる。

今夜春宮自内裏行啓持明院殿、仍二脇外記師躬参陣、彼記見左。<sup>41)</sup>

右の史料は、「春宮」すなわち、のちの崇光天皇が光明天皇の居所である内裏から光嚴院の居所である持明院に

行啓したという内容である。光明天皇は在位中から甥の皇太子興仁（崇光）と同居していたのであり、光明天皇と興仁は良好な関係にあつたと目される。興仁との関係性については筆者の感想に過ぎないが、少なくとも光明天皇は興仁への皇位継承を前提とした生活を送つており、光嚴院による皇位継承計画を所与の前提として受け入れ、それに対して意見表明もしなかつたとすることはできるだろう。

皇位についてさえノータッチだつたように、光明天皇は政局には基本的に関与せず、学問や年中行事履行に専念した天皇だったのである。

## 2節 光嚴上皇との関係性

さて、光明天皇は、光嚴院が治天の君として北朝を領導する体制に、行儀よく従つていたといえるわけだが、それでは、その治天の君であり兄でもある光嚴院との関係性は、どのようなものであつたのだろうか。

光明天皇は、しばしば行幸することがあつた。そのなかには戦況の悪化による、実質的には避難であつた行幸も目立つ<sup>42</sup>のだが、それ以外の、中世の天皇として普遍的な行幸の事例も多い。

今夜為御方違行幸持明院殿、予供奉事連々雖蒙催、不諧之間固申子細了。<sup>43</sup>

方違行幸のために光嚴院居所である持明院殿へと訪ねた事例である。光明天皇の気質からして、方違などもきめ細やかに配慮していたと思しく、方違行幸の事例は諸史料に散見する。また、方違にかこつけるときや、そうでな

いときも含めて、光明天皇は、例えば母院の広義門院のもとへと足を運んで、和歌などに興することも少なくなかつた。<sup>(44)</sup> 有職故実を遵守したり、学芸への造詣が深かつたりすると、自ずと行幸の回数も増えていくことなのだろうが、光明天皇に特徴的なのは、行幸の行き先が、圧倒的に光嚴仙洞（持明院殿）に集中している点である。<sup>(45)</sup> しかもそれは、「天皇が上皇のもとに（朝勤行幸的に）ご挨拶する」という儀礼的な嘗為ではなかつた。というのも、光明院が光嚴院のもとを訪ねる事例は、退位して以降も変わらず目立つからである。例えば、貞和四年一二月一日、光明院は上皇となつての御幸始を執り行つたが、その訪問先が持明院殿であつた。<sup>(46)</sup>

また、光嚴院居所へ御幸することもさることながら、光嚴院とともに連れ立つて御幸する事例も目立つ。例えば、觀応元年の二月三日、その年の御幸始として光明院は光嚴院とともに母院の広義門院御所を訪ねたりしている。<sup>(47)</sup> なかも特筆すべき事例を次に掲げる。

今 日 夢窓国師七年忌也、將軍父子入寺云々、予之輿被借用、仍借遣了、又伏見殿両法皇、自去比、御住雲居庵、令當仏事給云々、武将入寺有見物輩如堵云々、<sup>(48)</sup>

ここで光明院は光嚴院とともに雲居庵に住み込みをして夢窓疎石の追善仏事を営んでいる。これらの諸状況を踏まえるに、そもそも光明院は兄光嚴院と一緒にいることを好み、兄光嚴院の忠実な弟に徹していたのではあるまいか。

そしてそのような感覚を光明院は在位期間のみならず譲位後も、終生にわたつて変えることがなかつたようである。先の夢窓疎石追善仏事の事例からもわかるが、それ以外にも譲位後の光明院の基本姿勢を示唆する史料は少な

くない。例えば、退位して直後の元日儀礼においては光嚴院とともに御薬や院押を受けているし、貞和五年の正月には、「両院」として吉書奏に接している。<sup>(49)</sup> 光明退位後は「両院」という表現が史料上、散見するようになる。事例を一つだけ掲げておく。

今日両院仮名於新御所被行之、以中門廊擬殿上公卿以下着之云々。<sup>(50)</sup>

「両院」が仮名会に臨席したという内容であるが、このように、退位直後の光明院には兄光嚴院とともに上皇として年中行事などに関わることも少なからず確認される。というよりも光明院は光嚴院と一緒にではなければ院として儀礼に参加することがなかつたと考えて大過ないようだ。

そのような光明院の基本姿勢は、晩年になると、より鮮明化する。光明院が逝去したときの史料を見てみよう。

後聞、今日光明院法皇<sup>豐仁</sup><sub>崩御</sub>、此間御坐大和長谷寺、於彼寺有御事、御年六十一云々、先例兼治注進、少々注付之、予彼御代為侍中、旧事如夢、悲涙似雨、<sup>(51)</sup>

吉野連行からの帰京後の光明院は洛外で隠棲しており、その動静を都の貴族たちはほとんど把握していなかつたことが明らかになる。そんな光明院の動向をわずかに伝えるのが次の史料である。

開山法皇 謹量仁、(略) 貞治三年七月七日、集左右書遺誠數條并遺偈曰、謝有為報、披無相衣経行坐臥、千佛威儀、

少焉崩御、算五十二、奉全身、窓于寺後、是日光明帝及諸王子入山会葬、塔曰怡雲

『大日本史料』六編之二五に所収された『常照寺記録』なる史料に見られる記述で、史料価値に若干の不安もな  
くはないが、光嚴院の葬儀には顔を出した痕跡がある。隠棲後の光明院はこれくらいしか表だった行動はとつてお  
らず、その唯一の行動が、兄光嚴院の菩提を弔うというものだったのである。上皇となつた後も光明院は「光嚴院  
の弟」に徹し続け、終生、政局面には関与しなかつた。それが光明院の生き様であつた。

### おわりに

さて、「はじめて」で述べた問題意識に立ち戻ろう。なぜ吉野に連行された三上皇（+直仁）のうち、光明上皇  
だけが一足早く解放されて京都に戻ったのか。本稿冒頭で示した問い合わせの解答を最後に述べておきたい。

この問題については、飯倉晴武氏が次のように述べている。すなわち「光明院が先に帰京を許されたのは、もと  
もと繊細な性質な人で、足利尊氏の降参によつて南朝軍が京都に進出してきただけで、将来を悲観して出家してし  
まつたほどで、吉野・天野山のきびしい幽閉生活にもつとも打ちひしがれて、見る人の同情をそそつたのであろう」  
として、光明院が繊細な人柄でかわいそうなので京都に戻された、と解釈するのである。

それに対しても、本稿の解釈は次のようになる。本稿において確認してきた光明院の姿とは、学問・芸能・有職故  
実の習得や、儀礼を先例どおり適正に挙行することに特化した生き様である。その一方で、政局への判断や利権調  
整には全くノータッチであつた。光明院がそのような存在であつたとすれば、もはや南朝にとつて拘留し続ける政

局的意味は皆無に等しい。むしろ、扶養するための経済的な部分も含めた負担が増えるだけであつたとさへいえる。簡単に言うと、南朝にとつて光明院は、解放してもノーリスクであった。それゆえ、拉致した三上皇などを京都に戻した場合、どのような状況の変化が発生するのかなどのシミュレーションも兼ねて、光嚴院などに先んじて実験的に京都に戻されたということではないだろうか。光明院は、政局への影響力を一切放棄した存在であり、それゆえ、政局的な桎梏からも一足先に自由になつたといえるだろう。

- (1) 豊永聰美『中世の天皇と音楽』(吉川弘文館 二〇〇六)。
- (2) 「園太曆」正平七年閏二月二十一日条。
- (3) 「園太曆」正平七年三月四日条。
- (4) 「園太曆」文和四年八月八日条。
- (5) 「中院一品記」暦応三年九月八日条。(『大日本史料』六編之六)。
- (6) 「新宮御神樂記」(『大日本史料』六編之一三)。
- (7) 豊永氏前掲注(1)著書。
- (8) 「園太曆」貞和元年一二月二八日条。
- (9) 「園太曆」康永三年二月二八日条。
- (10) 豊永氏前掲注(1)著書、一二三二頁。

- (11) 同右、二三一・二六八頁。
- (12) 『光明天皇宸記』康永元年九月二〇日条。(『大日本史料』六編之七)。
- (13) 『光明天皇宸記』貞和元年四月二十日条。(『大日本史料』六編之八)。
- (14) 『光明天皇宸記』康永元年一〇月二三日条。(『大日本史料』六編之七)。
- (15) 『光明天皇宸記』康永元年一〇月二三日条。(『大日本史料』六編之七)。
- (16) 『玉英記抄』暦応五年正月二二日条。(『大日本史料』六編之七)。
- (17) 『玉英記抄』康永二年二月一四日条。(『大日本史料』六編之七)。
- (18) 公賢を頼りにしていたように見えるのは、公賢が『園太曆』を記したという、残存史料上の要素もあるはずなので、あくまで「史料上、そういう事例が目立つ」という評価にとどめたい。
- (19) 『園太曆』康永三年八月二九日条。
- (20) 『園太曆』貞和三年一一月二一日条。
- (21) 『園太曆』延文元年四月二七日条。
- (22) 『大日本史料』や『史料纂集』もそのように比定している。
- (23) 『園太曆』貞和四年正月一六日条。
- (24) 『内侍所御神樂部類記』暦応三年一二月二九日条。(『大日本史料』六編之九)。
- (25) 『園太曆』貞和三年三月二九日条。
- (26) 『光明天皇宸記』貞和元年九月八日条。(『大日本史料』六編之九)。
- (27) 『園太曆』貞和元年九月六日条。

- (28) 他には一章で取り上げた下賀茂社人事に関する『園太曆』貞和三年一一月二一日条を挙げられなくもないが、これも、その人事が先例に則つたものであるかどうかを確認しているだけであり、人事内容そのものに対しても自己の意向を示したものとは言えない。
- (29) 『光明天皇宸記』貞和元年一〇月二二日条（『大日本史料』六編之九）。
- (30) 『天龍紀年考略』（『大日本史料』六編之五）。
- (31) 例えば、『園太曆』貞和元年八月三〇日条、同二年三月一七日条、二一〇日条など。
- (32) 延文二年九月の御幸など。
- (33) 家永遵嗣「光嚴上皇の皇位継承戦略と室町幕府」（桃崎有一郎・山田邦和編『室町政権の首府構想と京都』文理閣二〇一六）。
- (34) 飯倉氏は、直仁は花園院の子ではあつたが、血のつながり上は光嚴院の実子であつた可能性を強調しており、光嚴院の花園院への敬慕と、本当は実子である直仁への思いが、このような変則的な皇位継承計画を思い立たせたとしている。
- (35) 『園太曆』貞和四年一〇月一九日条。
- (36) 『園太曆』貞治四年一〇月一一日条。
- (37) 由奉幣とは、伊勢（等）に対する臨時の奉幣使発遣のこと。
- (38) 光明天皇が公賢に諮詢した約二週間後の一〇月二三日に一社奉幣は実現している。
- (39) 『園太曆』貞和四年八月二八日条。
- (40) 『園太曆』貞和四年九月五日条。

- (41) 『師守記』康永三年六月八日条。
- (42) 例えは、天王寺合戦の余波により光明天皇が直義邸に避難した事例など（『大日本史料』六編之四所収の『官務記』三月九日条）。
- (43) 『中院一品記』暦応三年一二月一二日条（『大日本史料』六編之六）。
- (44) 『園太曆』貞和二年閏九月一五日条など。
- (45) 『園太曆』貞和二年閏九月一四日条ほか事例多数。
- (46) 『園太曆』貞和四年一二月一七日条。
- (47) 『園太曆』觀応元年二月三日条。
- (48) 『園太曆』延文二年九月三〇日条。
- (49) 『園太曆』觀応元年正月一日条。
- (50) 『園太曆』貞和五年正月五日条。
- (51) 『園太曆』觀応元年一二月二七日条。
- (52) 唯一、貞和五年元旦の院拝礼においては、光明院が単独で儀礼に臨んでいる。これは花園院逝去を受けて光  
嚴院が儀礼参加を自粛した結果として発生した偶発的現象であり、それ以外に単独で儀礼参加した事例が管  
見の限り存在しないことに、光明院という上皇の本質があるだろう。  
『迎陽記』康暦二年六月二四日条。

